

和歌山大学大学院経済学研究科会議規程

制 定 昭和41年 4月 1日

最終改正 令和 2年 4月 9日

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学大学院研究科運営規程（以下「研究科運営規程」という。）第2条の規定に基づく和歌山大学大学院経済学研究科会議（以下「研究科会議」という。）に関し、必要な事項について定めるものとする。

第2条 研究科会議は、次の者をもつて組織する。

(1) 研究科長

(2) 研究科の授業科目担当の専任教授及び准教授並びに人事教授会が兼務教員として認められた者

第3条 研究科会議は、研究科運営規程第4条の事項を審議する。

第4条 研究科会議に委員長を置き、研究科長をもつて充てる。

第5条 委員長は、研究科会議を招集して、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

第6条 研究科会議の成立には、委員の過半数の出席を必要とする。

2 議事は、出席委員の過半数によりこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、学位の授与に関しては、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第7条 長期出張中及び休職中の委員は、研究科会議の委員数に算入しない。

第8条 研究科会議は、必要に応じ委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第9条 研究科会議の事務を処理するための幹事を置く。

2 幹事は、学務課経済学部分室長をもつてこれに充てる。

附 則

この規程は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日一部改正）

この改正規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年10月31日一部改正）

この改正規程は、昭和61年10月31日から施行し、昭和61年10月24日から適用する。

附 則（平成3年3月14日一部改正）

この改正規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成5年4月9日一部改正）

この改正規程は、平成5年4月9日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成14年3月22日一部改正）

この改正規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第183号）

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第622号）

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1309号）

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

大学院経済学研究科会議規程

附 則（平成27年2月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1603号）

この改正規程は、平成27年2月27日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1615号）

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1824号）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2162号）

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月9日一部改正：法人和歌山大学規程第2287号）

この改正規程は、令和2年4月9日から施行する。